ロ	両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ハ	一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
四～七	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項及び第四十一条の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四～七　（略）	四～七　（略）

（定期検査）

第十二条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）については、次の表の上欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢（しょう）血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、ＡＬＰ、γ－ＧＴＰ（γ－ＧＴ）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ＣｈＥ、総コレステロール、ＡＦＰ、ＰＩＶＫＡ－Ⅱ、ＡＦＰ－Ｌ３％、ＨＢｅ抗原、ＨＢｅ抗体、ＨＢＶ－ＤＮＡ	四回
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（定期検査）

第十二条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）については、次の表の上欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢（しょう）血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、ＡＬＰ、γ－ＧＴＰ（γ－ＧＴ）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ＣｈＥ、ＺＴＴ、総コレステロール、ＡＦＰ、ＰＩＶＫＡ－Ⅱ、ＨＢｅ抗原、ＨＢｅ抗体、ＨＢＶ－ＤＮＡ	四回
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

様式第二号（第二十条関係）

（１ページ）・（２ページ）　（略）

（３ページ）

注意事項

１　（略）